

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公開番号】特開2019-48205(P2019-48205A)

【公開日】平成31年3月28日(2019.3.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-012

【出願番号】特願2018-244737(P2018-244737)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月11日(2019.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

演出を表示する表示手段と、

始動条件の成立時に始動情報を取得する取得手段と、

該取得手段が取得した前記始動情報のうち開始条件が成立した始動情報に基づいて所定の当落抽選を行う開始時抽選手段と、

前記開始時抽選手段によって前記当落抽選が行われて当選抽選結果である場合に前記表示手段に特別の表示結果を導出表示させる一方、前記開始時抽選手段によって前記当落抽選が行われて落選抽選結果である場合に前記表示手段に非特別の表示結果を導出表示させる表示制御手段と、

前記取得手段が取得した前記始動情報のうち前記開始条件が成立していない始動情報を記憶する記憶手段と、

前記始動条件の成立時に前記取得手段によって取得した始動情報に基づいて前記開始時抽選手段が前記当落抽選を行う以前に、当該始動情報が前記開始時抽選手段によって前記当選抽選結果と判定される値に属しているか否かと、複数の変動態様のうちいずれの変動態様で表示制御されることとなるかと、を判別する事前判別手段と、を備え、

前記事前判別手段によって前記当選抽選結果と判定される値に属していないと判別され、且つ前記変動態様がリーチ態様を伴わない通常落選態様となると判別された落選始動情報だけが前記記憶手段に記憶されている状態で前記取得手段によって新たに取得した前記始動情報が前記事前判別手段によって前記当選抽選結果と判定される値に属していると判別された当選始動情報が記憶された状態において、予告実行手段によって特定予告演出が実行され、

前記記憶手段に記憶される前記始動情報の記憶数に応じて前記非特別の表示結果を導出表示させるまでの期間を短縮させることができあり、

前記特定予告演出には、前記始動情報の記憶数に応じて前記非特別の表示結果を導出表示させるまでの期間が短縮されたときに実行される第1特定予告演出と、当該期間が短縮されなかったときに実行される第2特定予告演出とがあり、

前記第1特定予告演出と前記第2特定予告演出との一部の演出態様が共通とされており、

前記始動情報を取得する起因となる始動口が複数あるなかで、特定の始動口に入賞した

ときに限って前記一部の演出態様が共通とされた前記第1特定予告演出および前記第2特定予告演出を実行可能とし、

前記非特別の表示結果を導出表示させるまでの期間が短縮されたときに実行される前記第2特定予告演出の一部の演出態様と共に通とされた第1特定予告演出は、前記事前判別手段によって前記当選抽選結果と判定される値に属していないと判別され、且つ前記変動態様がリーチ態様を伴わない通常落選態様となると判別された落選始動情報が前記記憶手段に連続して記憶されており、該連続して記憶されている落選始動情報のそれぞれに対応した図柄変動において実行可能とされている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

上記した遊技機では、大当たり遊技の実行を期待させる演出を行うことで大当たり遊技に対する期待感を高めているものの、まだまだ演出の工夫の余地はある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は上記の実状に鑑み、演出の工夫が施された遊技機の提供を課題とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を解決するために、本発明の遊技機は、演出を表示する表示手段と、始動条件の成立時に始動情報を取得する取得手段と、該取得手段が取得した前記始動情報のうち開始条件が成立した始動情報に基づいて所定の当落抽選を行う開始時抽選手段と、前記開始時抽選手段によって前記当落抽選が行われて当選抽選結果である場合に前記表示手段に特別の表示結果を導出表示させる一方、前記開始時抽選手段によって前記当落抽選が行われて落選抽選結果である場合に前記表示手段に非特別の表示結果を導出表示させる表示制御手段と、前記取得手段が取得した前記始動情報のうち前記開始条件が成立していない始動情報を記憶する記憶手段と、前記始動条件の成立時に前記取得手段によって取得した始動情報に基づいて前記開始時抽選手段が前記当落抽選を行う以前に、当該始動情報が前記開始時抽選手段によって前記当選抽選結果と判定される値に属しているか否かと、複数の変動態様のうちいずれの変動態様で表示制御されることとなるかと、を判別する事前判別手段と、を備え、前記事前判別手段によって前記当選抽選結果と判定される値に属していないと判別され、且つ前記変動態様がリーチ態様を伴わない通常落選態様となると判別された落選始動情報だけが前記記憶手段に記憶されている状態で前記取得手段によって新たに取得した前記始動情報が前記事前判別手段によって前記当選抽選結果と判定される値に属していると判別された当選始動情報が記憶された状態において、予告実行手段によって特定予告演出が実行され、前記記憶手段に記憶される前記始動情報の記憶数に応じて前記非特別の表示結果を導出表示させるまでの期間を短縮させることができあり、前記特定予告演出には、前記始動情報の記憶数に応じて前記非特別の表示結果を導出表示するまでの期間が短縮されたときに実行される第1特定予告演出と、当該期間が短縮されなかつた

ときに実行される第2特定予告演出とがあり、前記第1特定予告演出と前記第2特定予告演出との一部の演出態様が共通とされており、前記始動情報を取得する起因となる始動口が複数あるなかで、特定の始動口に入賞したときに限って前記一部の演出態様が共通とされた前記第1特定予告演出および前記第2特定予告演出を実行可能とし、前記非特別の表示結果を導出表示させるまでの期間が短縮されたときに実行される前記第2特定予告演出の一部の演出態様と共にされた第1特定予告演出は、前記事前判別手段によって前記当選抽選結果と判定される値に属していないと判別され、且つ前記変動態様がリーチ態様を伴わない通常落選態様となると判別された落選始動情報が前記記憶手段に連続して記憶されており、該連続して記憶されている落選始動情報のそれぞれに対応した図柄変動において実行可能とされていることを特徴とする遊技機。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

このように、本発明によれば、演出の工夫が施された遊技機の提供を行うことができる

。